毎週火・金曜日発行

合

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産漁港課)

1

Ŧi.

(回 二·

報

次

目

ページ

則

規

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

県

公

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県規則第四十二号

号 水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九 の一部を次のように改正する。 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

秋

田

平成十九年三月三十日

水産省令第二号」に改める。 成五年大蔵省、農林水産省令第二号」を「平成五年大蔵省・農林 第一条中「昭和二十三年法律第二百四十二号。」を削り、 平

2

く。)」を「者」に改める。 第二条中「もの(地区が県の区域以上にわたるものを除

中「書類は、」を「書類(以下「書類」という。)は、当該」 第二十条の見出しを「(書類の経由及び通数)」に改め、同条 「管轄する」を「所管する」に改め、同条に次の一項を加え

書類の通数は、正副二通とする

第二十条を第三十五条とする。

第十条から第十九条までを削る。

の」を削り、 項」を「第八十六条第四項」に改め、「。以下同じ」及び「組合 項を削り、同条第一項中「組合は、」を削り、「第八十六条第五 第九条の見出しを「(合併の認可の申請)」に改め、同条第二 「ときは、合併認可申請書(様式第八号)」を「組

理由書

に改める。

る法第五十三条第二項又は第五十四条第二項に規定する手続 十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表 場合を含む。次号において同じ。)において準用する法第五 五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する 出資組合にあっては、法第六十九条第四項において準用す 法第六十九条第四項(法第八十六条第四項、第九十二条第

六 合併後存続する組合の定款(合併によって組合を設立する 場合にあっては、当該組合の定款)、事業計画書、 又は会員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書面 合併に至るまでの経緯を記載した書面

八 その他知事が必要と認める書類

て次の二項を加える。 第九条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項とし

める様式によるものとする。 信用事業省令第五十条第一項の認可申請書の様式は、 別に定

掲げる書面のほか、合併に至るまでの経緯を記載した書面を添 付しなければならない。 信用事業省令第五十条第一項の認可申請書には、 同項各号に

第九条を第二十八条とし、同条の次に次の六条を加える。 (権利義務の承継の認可の申請)

第二十九条 法第九十一条の三第二項(法第百条第五項において る漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会(以下 準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第六十 掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 九条第二項の規定により権利義務の承継の認可を受けようとす 「連合会」という。)は、別に定める様式による申請書に次に

権利義務の承継を議決した総会の議事録の謄本

権利義務承継契約書の写し

五四三 被承継人である連合会の財産目録及び貸借対照表 法第九十一条の三第二項において準用する法第六十九条第

下に「、これを」を加え、同項後段を削り、同項各号を次のよう 委員)は、別に定める様式による申請書」に改め、 を除く。) (合併によって組合を設立する場合にあっては、設立 三条第一項第二号及び第九十七条第一項第二号の事業を行う組合 (法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十 「添えて」の 用する場合を含む。)のいずれにも該当しないことを証する 二項に規定する手続を経たことを証する書面 法第九十一条の三第一項各号(法第百条第五項において準 .項において準用する法第五十三条第二項及び第五十四条第

合併を議決した総会の議事録の謄本

合併契約書の写し

第三十条 解散した組合の清算人は、当該組合の清算が結了した

八 その他知事が必要と認める書類

権利義務の承継に至るまでの経緯を記載した書面

(清算結了の届出)

ときは、その日から二週間以内に別に定める様式による届出書

に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければなら

一 法第七十六条第一項(法第八十六条第四項、

第九十二条第

場合を含む。)の決算報告(以下「決算報告」という。)

決算報告の承認に係る総会の議事録の謄本

五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する

を経たことを証する書面

組合員数

第三十一条組合は、 (登記に関する届出)

三 登記事項証明書

ければならない。 よる届出書に登記事項証明書を添えて、これを知事に提出しな 登記をしたときは、その日から二週間以内に別に定める様式に 法第百一条から第百七条までの規定による

第三十二条 書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 うとする組合員は、別に定める様式による請求書に次に掲げる 法第百二十三条第一項の規定により検査を請求しよ

当該請求に同意した組合員の名簿

を証する書面 当該請求に同意した組合員が当該組合の組合員であること

(身分を示す証明書の携帯等)

第三十三条 法第百二十三条第一項から第五項までの規定による 帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携

(議決の取消しの請求等)

第三十四条 法第百二十五条第一項の規定により議決又は選挙若 る様式による請求書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に 提出しなければならない。 しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員は、 別に定め

当該請求に同意した組合員の名簿

を証する書面 当該請求に同意した組合員が当該組合の組合員であること

条中「組合は、」を削り、 次のように改める。 書」に改め、「添えて」の下に「、これを」を加え、同条各号を 請書(様式第七号)」を「組合は、 第四項」に改め、「組合の」を削り、「ときは、解散決議認可申 第八条の見出しを「(解散の決議の認可の申請)」に改め、同 「第八十六条第五項」を「第八十六条 別に定める様式による申請

- 解散を議決した総会の議事録の謄本
- 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- その他知事が必要と認める書類 解散時の財産目録、 貸借対照表及び損益計算書

第八条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える (解散の届出)

第二十七条 法第六十八条第五項 (法第八十六条第四項及び第九 り行うものとする。 の規定による解散の届出は、別に定める様式による届出書によ の二第五項(法第百条第五項において準用する場合を含む。) 十六条第五項において準用する場合を含む。)又は第九十一条

前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

- 理由書
- 解散を議決した総会の議事録の謄本
- 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- その他知事が必要と認める書類 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

を次のように改める。 第七条の見出しを「(設立の認可の申請)」に改め、 前項の申請書には、法第六十三条第一項に規定する書類のほ

次に掲げる書類を添付しなければならない。

える。 号とし、 「添付しなければ」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三 第七条後段中「あつて」を「あって」に、「添えなければ」を 第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号 第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。 その他知事が必要と認める書類

に第一項として次の一項を加える。 第七条第八号及び第九号を削り、同条を同条第二項とし、 **冶第六十三条第一項(法第八十六条第三項、第九十二条第四** 同条

第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合

第七条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。 定める様式による申請書により行うものとする。 を含む。以下同じ。)の規定による設立の認可の申請は、 (破産手続開始の決定による解散の届出等)

第二十五条 組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号 を添えて、これを知事に提出しなければならない。 ら二週間以内に別に定める様式による届出書に次に掲げる書類 用する場合を含む。)の規定により解散したときは、その日か 号若しくは第四号(これらの規定を法第百条第五項において準 おいて準用する場合を含む。)又は第九十一条の二第一項第三 (これらの規定を法第八十六条第四項及び第九十六条第五項に

- 理由書
- 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 解散時の組合員の名簿
- 組合の登記事項証明書
- 定を証する書面の写し 破産手続開始の決定による解散の場合にあっては、 当該決

号)」を「組合は、別に定める様式による申請書」に改め、「添 えて」の下に「、これを」を加え、同項各号を次のように改め を除く。)」を加え、「ときは、定款変更認可申請書(様式第四 いて同じ」を、「の認可」の下に「(次項及び第三項に係るもの 条第一項中「組合は、」を削り、 第六条の見出しを「(定款の変更の認可の申請)」に改め、 「含む」の下に「。 第三項にお 同

同条前段

- 新旧条文の対照表
- 変更後の定款
- 当該変更を議決した総会の議事録の謄本

その他知事が必要と認める書類

第六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める 知事に提出しなければならない。 組合(組合員に出資をさせる組合をいう。以下同じ。)は、別 に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、 口の金額の減少のためのものに限る。)を受けようとする出資 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(出資

に改め、 む。)に規定する債権者を害するおそれがないことを証する」 四条第二項ただし書(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、 第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含 第六条第二項第三号中「記載した」を「経たこと又は法第五十 同号を同項第七号とし、 同項第二号中「含む」の下に

> 項第一号を同項第五号とし 十三条第二項の規定による」を加え、同号を同項第六号とし、 次の四号を加える。 「。以下この号において同じ」を、「写し及び」の下に「法第五 同項に第一号から第四号までとして 司

- 新旧条文の対照表
- 変更後の定款
- 当該変更を議決した総会の議事録

第六条第二項に次の一号を加える。

その他知事が必要と認める書類

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え

2 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(法第十 これを知事に提出しなければならない。 とするためのものに限る。)を受けようとする漁業協同組合 七条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もう 別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、

- 新旧条文の対照表
- 変更後の定款
- 当該変更を議決した総会の議事録の謄本

を証する書面 法第十七条第一項及び第二項に定める条件を具備すること

- 事業計画及び経営の方法を記載した書面
- 貸借対照表及び損益計算書
- その他知事が必要と認める書類

第六条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える

(定款の変更の届出)

第十九条 法第四十八条第四項(法第八十六条第二項、 る様式による届出書により行うものとする る場合を含む。)の規定による定款の変更の届出は、 条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用す 第九十二 別に定め

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならな
- 新旧条文の対照表
- 当該変更を議決した総会の議事録の
- その他知事が必要と認める書類

(総会の終了の届出)

第二十条 組合は、総会が終了したときは、 その日から二週間以

内に別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、 これを知事に提出しなければならない。 (信用事業の全部の譲渡の認可の申請等) 総会の議事録の謄本

第二十一条 項の認可申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。 (信用事業の全部の譲渡の届出) 信用事業省令第四十三条第一項及び第四十四条第

第二十二条 法第五十四条の二第七項(法第九十二条第三項) る様式による届出書により行うものとする。 む。)の規定による信用事業の全部の譲渡の届出は、別に定め (共済事業の全部の譲渡の届出等) 7.十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含 第

いて準用する場合を含む。)において準用する法第五十四条の11十三条 法第五十四条の四第四項(法第九十六条第三項にお 部の移転の届出は、 一第七項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全 別に定める様式による届出書により行うも

3

2 前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

当該譲渡又は移転に係る契約書の写し 当該譲渡又は移転を議決した総会の議事録の謄本

の規定により作成した財産目録及び貸借対照表 用する場合を含む。) において準用する法第五十三条第一項 法第五十四条の二第六項 (法第九十六条第三項において準

等)」に改め、同条中 第五条の見出しを「(一時理事の職務を行うべき者の選任 五 その他知事が必要と認める書類 「組合員その他の利害関係人は、」を削

を第十七条とする。 他の利害関係人は、別に定める様式による請求書」に改め、同条 号)」を「組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)その 「ときは、仮理事選任(総会(総代会)招集)請求書(様式第三 「、仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に、

止」を削り、 れを」を加え、同条各号を次のように改める。 別に定める様式による申請書」に改め、「添えて」の下に「、こ (様式第二号)」を「漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、 第四条の見出し中「認可申請」を「設定の認可の申請等」に改 同条中「組合は、」、「又は第二項」及び「、変更又は廃 「ときは、共済規程設定(変更、廃止)認可申請書

共済規程

当該設定を議決した総会の議事録の謄本

共済事業計画書

第四条に次の二項を加える。

2 法第十五条の二第二項(法第九十六条第一項において準用す 別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これ 可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、 る場合を含む。以下同じ。)の規定により共済規程の変更の認 を知事に提出しなければならない

理由書

新旧条文の対照表

変更後の共済規程

四 項の場合にあっては、理事会の議事録の謄本) 当該変更を議決した総会の議事録の謄本(理事会の議決事

事に提出しなければならない。 定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知 受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、別に 法第十五条の二第二項の規定により共済規程の廃止の認可を

理由書

当該廃止を議決した総会の議事録の謄本

ては、廃止する共済規程 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあっ

第四条を第十二条とし、同条の次に次の四条を加える。 (役員の選挙の終了の届出) 当該廃止に伴う共済事業の処理の方針を明らかにする書面

第十三条 組合は、法第三十四条第四項(法第八十六条第二項) ない。 に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければなら ときは、その日から二週間以内に別に定める様式による届出書 第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項におい て準用する場合を含む。)の規定による役員の選挙が終了した

選挙録の写し

投票録の写し

開票録の写し

(役員の兼職の認可の申請等)

第十四条 信用事業省令第三十八条の認可申請書の様式は、 定める様式によるものとする。 別に

(役員の就任の届出等)

第十五条 組合は、役員の就任又は退任があったときは、その日 から二週間以内に別に定める様式による届出書に役員の氏名、

経歴等を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければ

(監査の報告)

第十六条 組合は、法第三十九条の五第一項(法第九十二条第三 を添えて、これを知事に提出しなければならない。 から一月以内に別に定める様式による報告書に次に掲げる書類 を含む。)の規定による監事による理事又は経営管理委員の職 務の執行についての監査を受けたときは、当該監査の終了の日 項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合

監査報告の写し

当該監査に基づき組合が講じた措置を記載した書面

える。 め、「添えて」の下に「、これを」を加え、同条に次の各号を加 けの最高限度認可申請書(様式第一号)に理事会議事録謄本」を 中「組合は、」を削り、 「組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類」に改 第三条の見出し中「認可申請」を「認可の申請」に改め、 「ときは、地方公共団体等に対する貸付

の議事録の謄本 又は第九十七条第八項の規定による貸付けを議決した理事会 法第十一条第八項、第八十七条第十項、 第九十三条第七項

三 その他知事が必要と認める書類

第三条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える (信用供与等限度額を超えることの承認の申請)

第九条

信用事業省令第十六条第三項の承認申請書の様式は、 に定める様式によるものとする。 別

(合算信用供与等限度額を超えることの承認の申請)

第十条 信用事業省令第十九条第二項の承認申請書の様式は、 に定める様式によるものとする。 別

(特定関係者との間の取引の承認の申請等)

第十一条 信用事業省令第二十三条第一項の承認申請書の様式 別に定める様式によるものとする。

第二条の次に次の五条を加える

(資源管理規程の設定の認可の申請等)

第三条 省令第五条第一項及び第二項の申請書の様式は、 める様式によるものとする。 別に定

(資源管理規程の廃止の届出)

第四条 令第三条第三項の規定による資源管理規程の廃止の届出 は、 別に定める様式による届出書により行うものとする。

(信用事業規程の設定の認可の申請等)

第五条 法第十一条の四第 一項 (法第九十二条第一項、 第九十六

る書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。 令第五条第三項第一号イ及び口に掲げる書類のほか、次に掲げ 規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとする組合 条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の いて同じ。)は、別に定める様式による申請書に、信用事業省 (漁業生産組合を除く。以下この条、第八条及び第十六条にお

- 信用事業規程
- 定款
- 信用事業計画書
- 2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第 用事業規程を添付しなければならない。 る組合は、別に定める様式による申請書に、信用事業省令第五 じ。)の規定による信用事業規程の変更の認可を受けようとす 条第三項第二号イからハまでに掲げる書類のほか、変更後の信 一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同
- 3 らない。 か、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければな 信用事業省令第五条第三項第三号イ及び口に掲げる書類のほ 可を受けようとする組合は、別に定める様式による申請書に、 法第十一条の四第三項の規定による信用事業規程の廃止の認
- ては、廃止する信用事業規程 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあっ
- 一 当該廃止に伴う信用事業の処理の方針を明らかにする書面 (信用事業規程の変更の届出)
- 第六条 法第十一条の四第四項(法第九十二条第一項、第九十六 る届出書により行うものとする。 規定による信用事業規程の変更の届出は、別に定める様式によ 条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならな
- 理由書
- 新旧条文の対照表
- ては、総代会。以下同じ。)の議事録の謄本 変更後の信用事業規程 当該変更を議決した総会(総代会を設けている場合にあっ
- (信用事業方法書の設定の届出等)
- 第七条 信用事業省令第五条第四項の規定による信用事業方法書 により行うものとする。 の設定、変更又は廃止の届出は、別に定める様式による届出書
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める書類を添付しなければならない。

- 当該設定の届出の場合 次に掲げる書
- 信用事業方法書
- 当該設定を議決した理事会の議事録の謄本
- 当該変更の届出の場合 次に掲げる書類
- 理由書
- 新旧条文の対照表
- 変更後の信用事業方法書
- 当該変更を議決した理事会の議事録の謄本
- 三 当該廃止の届出の場合 次に掲げる書類 理由書

 (\Box)

- 様式第一号から様式第十二号までを削り、附則の次に次の一様 当該廃止を議決した理事会の議事録の謄本
- 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあ
- っては、廃止する信用事業方法書

式を加える。

別記様式 身分証明書 (第33条関係)

(表面)

第 号 書 身 分 証 朋 所 属 6センチメートル 職氏名 年 月 日生. 上記の者は、水産業協同組合法第123条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。 年 月 日交付 秋田県知事 印 - 8センチメートル -

(裏面)

水産業協同組合法抜粋

(業務又は会計状況の検査)

- 第123条 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又 は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、 当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- 2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 3 行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条 第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるとき は、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 4 行政庁は、出資組合 (漁業生産組合を除く。) の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の 検査をしなければならない。
- 5 行政庁は、前各項の規定により組合 (漁業生産組合を除く。) の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要が あると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等又は信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査する ことができる。
- 6 略

水産業協同組合法施行細則

(身分を示す証明書の携帯等)

第33条 法第123条第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、 関係者にこれを提示しなければならない。 購読料金

秋田市山王四丁目一番一号

一月三千六百七十五円(税込)

印

刷

者